

役員、評議員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美郷町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条の規定に基づき評議員の費用弁償、第23条の規定に基づき役員
の報酬及び費用弁償、及び委員会等の委員の費用弁償に関し必要な事項を定め
るものである。

(定義等)

第2条 この規程において「役員、評議員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（理事及び監事）
- (2) 常勤役員（役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者）
- (3) 非常勤役員（役員のうち常勤役員以外の者）
- (4) 評議員
- (5) 会長が委嘱又は依頼した委員会等の委員及び会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 報酬を支給する役員の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長（非常勤役員） 月額30,000円

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は役員の職に就いた当月分から支給する。

- 2 役員が任期満了、辞職、死亡、または本会の解散によりその職を離れたときは、その月までの報酬を支給する。
- 3 報酬の支給方法については、本会職員に支給する給与の例による。

(費用弁償及び旅費)

第4条 本会の役員、評議員が招集に応じたとき、及び委員会等の委員が会議に出席したときは、費用弁償として次の額を支給する。

- (1) 費用弁償の額 日額3,000円
- 2 役員、評議員等が職務のため旅行したときは、その旅行に対し旅費を支給する。
- 3 前項により支給する旅費の額については、本会職員等に支給する旅費の例による。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 21 年 5 月 26 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 23 年 7 月 25 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。